

宇城市重度心身障がい者医療（重心医療）費助成制度

宇城市では、重度の障がいがある方が、健康保険証を使用して医療機関等の診療を受けた場合、支払った保険適用の自己負担額に対して医療費の助成をしています。

◆助成を受けることができる人

宇城市内に住所を有する満1歳以上の人で、医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者で以下のいずれかに該当する人

※障害者施設等に入所している人については、宇城市に住所がなくても対象になる場合があります。（住所地特例）

- ・身体障害者手帳1級または2級の人
- ・療育手帳A1またはA2の人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人

◆助成の対象となるもの

- ・保険診療に係る保険適用の自己負担分
- ・公費（自立支援医療、療養介護医療、障害児入所医療、指定難病等）に係る自己負担分
- ・治療用装具に係る経費で、各保険者が保険給付を認めた場合の自己負担分
- ・針、灸、あんま・マッサージ、柔道整復師の施術に係る療養費

◆助成の対象とならないもの

- ・保険適用外の費用（自費分）
- ・入院時の食事代、差額ベッド代、オムツ代等
- ・予防接種の費用
- ・診断書等の文書料など

◆助成の内容

| | 入院の場合 | 外来の場合 |
|---------|------------------------|------------------------|
| 自己負担限度額 | 1つの医療機関につき 2,000円/月 | 1つの医療機関につき 1,000円/月 |

※院外処方の調剤薬局がある場合は、病院分と合わせて差し引きます。

例：A病院で800円、A病院の処方箋B薬局で600円支払った場合は、1医療機関あたりは1,000円を超えませんが、合わせて1,400円となるため、 $1,400円 - 1,000円 = 400円$ を助成します。

◆受診から支払までの流れ

| 国民健康保険・社会保険の方 | 後期高齢者医療保険の方 |
|---|--|
| ① 県内医療機関を受診 ↓ ② 健康保険証と「宇城市重心医療費受給資格者証」を提示 ↓ ③ 重心医療自己負担額を窓口で支払う。 | ① 県内医療機関を受診 ↓ ② 健康保険証を提示 ↓ ③ 健康保険の自己負担額（1割～3割）を窓口で支払う。 ↓ ④ 診療月から4か月後に自動的に登録口座に振込まれる。 |

注意事項

- 1 外来の場合、処方箋医療機関と調剤薬局を合わせて、1,000円/月を超える場合は、市に申請をされると、後日、1,000円との差額を助成します。医療機関と調剤薬局の領収証をセットにしてご持参ください。
- 2 医療機関によっては、「現物給付方式」に対応していない場合があります。その場合、市に領収証を持参し申請後、助成額を払い戻します。
- 3 以下の場合は、受給資格者証を提示しても現物給付の対象にはなりません。
市に領収証を持参し申請後、口座へ振込む「償還払方式」となります。
 - (1) 熊本県外の医療機関・調剤薬局での診療及び調剤
 - (2) 針・灸・あんま・マッサージの施術
 - (3) 医療機関で受給資格者証の提示がない場合
 - (4) 健康保険が適用されないもの
- 4 医療費が高額になる場合は、医療機関窓口で「限度額認定証」等のご提示をお願いします。また、更生医療（人工透析等）や特定疾病、特定疾患（難病）、精神通院等の受給者証を持ちの方は、そちらの受給者証もあわせてご提示をお願いします。
- 5 重心医療、こども医療、ひとり親医療の併用はできません（いずれか1つを選択）。
- 6 ご加入の健康保険組合等から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その金額を差し引いた額を助成します。助成金を支給した後に、高額療養費または附加給付の支給があったことが判明した場合は、支給額の全部又は一部を返還していただくこととなりますのでご了承ください。
- 7 助成金の支払い（自動償還払方式・償還払方式）について

| | |
|---------------|-----------------------|
| 国民健康保険・社会保険の方 | 診療月の <u>3か月後</u> に支払い |
| 後期高齢者医療保険の方 | 診療月の <u>4か月後</u> に支払い |

※原則、毎月15日までに申請された分を、翌月以降の第2木曜日に支払います（助成金額や内容はハガキでお知らせします。）。ただし、レセプトデータが届かない場合や、高額療養費や附加給付金が発生する場合は、金額を確認した後の支給となります（社会保険の方は、支給決定通知書等をご持参下さい。）。

8 所得制限について（支給停止）

毎年7月に所得調査を行います。前年の所得が所得限度額を超えている場合は、その年の8月診療分から翌年の7月診療分までの助成が停止されます。所得調査の対象となる方は、本人及び同一世帯の父母（既婚者の場合は配偶者）、子です。

◆次の場合は、市役所へ届出が必要です。[オンライン申請ができます。](#)

- ・受給資格の内容が変わったとき（住所、氏名、健康保険、登録口座等）
- ・受給資格者が亡くなったとき
- ・宇城市外へ転出するとき
- ・受給資格者証を紛失したとき
- ・生活保護を受けることになったとき
- ・手帳の等級や有効期間が変わったとき

※オンライン申請はこちら（QRコードを読み込んで申請してください）

【受給資格者認定申請】



【受給資格内容変更】



問合せ先

宇城市医療保険課 医療政策係 TEL：0964-32-1417